

グループホームで働く世話人の “支援の手引き”

～障害のある人が地域で自分らしく暮らすために～



【目次】

- グループホームとは?“手引き”をはじめて手にとられた皆様へ 1
- 第1章 世話人の仕事とは…「あるホームの一日」 1
- 第2章 グループホームの支援 4カ条 3
- 第3章 グループホームで働く皆様に、守ってほしいこと・気をつけてほしいこと 7
- 第4章 支援者による虐待を防ぎ、入居者の権利を守るために 10

埼玉県発達障害福祉協会
地域生活支援部会

● グループホームとは？ ("手引き"をはじめて手にとられた皆様へ)

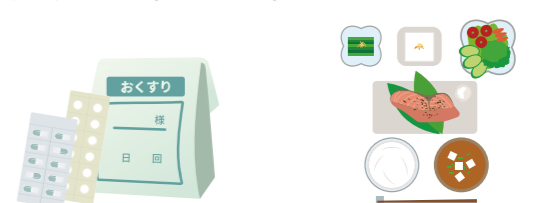


グループホームは、障害のある方々が地域の中で暮らしている、普通の生活の場です。地域での暮らし方は色々ありますが、グループホームでの生活はその選択肢の一つです。入居者が元気な時もそうでない時も、ありのままの姿が出せる「暮らしの場」であり、入居者自身の「望む暮らし」を実現できる場にしていかなければなりません。

長年続いてきた入所施設中心の支援から、「地域の中で暮らし続けたい」という障害のある方の思いを実現する為にスタートしたものがグループホームです。

しかし、支援者が一人で支援を行う機会が多いことなどからくる環境的な孤立や、世話人が指示的になってしまうことによって、管理された暮らしを生んでしまう可能性があることもグループホームの課題ともいえます。

この手引きでは、私たちの仕事の内容や支援をしていく上で守っていただきたいことなどについて説明をしています。入居者の「自分の暮らしは自分でつくる」という思いを実現できるように一緒に学んでいきましょう。

第1章 世話人の仕事とは…「あるホームの一日」

時間	入居者の動き	流れ	世話人の仕事
6:30	それぞれ自分の時間で起きます。自分から起きてくる人、起こされるまで寝ている人など様々です。	起床・バイタルチェック	健康状態の確認、朝食の用意、食事、着替えなどの支援、服薬の管理、共有部分の清掃など
8:30	起床後に体温や血圧を測り体の調子を見ます。その後、朝食を摂り、片づけ、服薬、歯磨き、洗面をして日中活動へ出勤するまでの準備をします。	朝食・服薬・整容・掃除	
8:30	送迎車の迎えのほか、自転車や徒歩で出勤される方もいます。	利用者出勤	
9:30 10:00)	仕事や通院に行きます。	● 平日:日中活動・就労 ・会社 ・福祉事業所等 (生活介護・就労継続支援B型等)	入居者がホームにいる場合、通院や昼食の提供など日中支援を行うこともあります。
15:00	それぞれの活動先の仕事を頑張ります。 休日は散歩やヘルパーさんと外出	● 休日:日中活動 ・余暇活動	
15:45	仕事から帰宅 お茶を飲んだり、入浴、翌日の準備をします。	帰宅 バイタルチェック・入浴・洗濯	夕食の用意、健康状態の確認(バイタルチェックなど)、食事・洗濯・入浴・着替えなどの支援、相談支援、金銭管理、服薬管理など
18:00	夕食、片づけ、服薬、翌日の準備 お茶を飲んだり、絵をかいたり、おしゃべりをします。	夕食・服薬・歯磨き	
21:00	寝る前の準備、服薬	団らん・余暇 服薬	
22:00	就寝	就寝	

※夜間については、夜勤や宿直など泊まりの職員がいるホーム、緊急連絡の対応のみのホームなど、さまざまです。

※あくまで1例です。入居されている方のニーズなどによりグループホームの実情は異なりますが、厳密な日課や決まりごとなど少ないことがグループホームの特色、魅力です。

第1条 ホームを安心して暮らせる居心地の良い場に

グループホームは、入居者の皆さんの「家」です。1日の仕事や活動を終えて“帰ってくる場”であるホームは、体と心がゆっくり休まること、無条件に安心していられることが何より一番。そんな雰囲気や環境をつくるのは世話人の大事な役割です。

自動車部品の組み立て工場で働くトモ子さん。
今日は、会社で大きなミスをしてたくさんの不良品を出してしまいました。上司にもたっぷり怒られて…重い気持ちを抱えてホームに帰ってきました。



いつものトモ子さんとは違う様子を察した世話人のスズキさんが、お茶を用意しながら、「どうしたの？」と声をかけてくれました。はじめは、無言だったトモ子さんですが、スズキさんがあれこれ世間話を持ち掛けてくれて…そのうち、今日の出来事をポツポツと話し始めました。

スズキさんは黙って、トモ子さんの話を聞いてくれて、「そう、それは辛かったね」と一言。

スズキさんが聞いてくれたことで、トモ子さんの気持ちは少し軽くなりました。明日から、また気持ちを取り直して仕事に行けそうです。

第2条 入居者は、ひとりひとり異なる人格をもった大人です

暮らしの主体は入居者です。ひとりひとりの気持ち、意思にしっかり耳を傾け、尊厳ある大人として、利用者を尊重しましょう。世話人が、自分の主張や価値観を一方向的に押しつけるようなことは避けましょう。

就労継続B型事業所で働くヒロミさん。最近、体重が増え気味。血糖値も高めで、主治医からダイエットをすすめられています。でも、ヒロミさんは甘いものが大好き。作業所の帰り道、クッキーやシュークリームなどおやつをたくさん買ってホームに帰ってきました。



おやつに気づいた世話人のタナカさん。「あら、おいしそう」とヒロミさんに声をかけると、きまり悪そうなヒロミさんが、「ごめんなさい。見るとつい買いたくなっちゃうの」
タナカさん「私もそうよ。やっぱり甘いおやつはおいしいものね」「食べちゃだめじゃなくて、こうしたら食べられるよ、というやり方を考えましょうよ」と提案。

数日後、ヒロミさんからタナカさんに「私がおやつを買ってきたら、タナカさんに預かってもらって、少しずつ食べることにする。自分で持っている全部、食べてしまうから…」とにっこり。ヒロミさんとタナカさんのダイエット作戦は、日々試行錯誤中です。

第3条 入居者が地域の一員として暮らしていけるように

グループホームは、地域に溶け込んで普通の暮らしを営んでいくことを目的としています。地域のお店や社会資源を使えるようになること、近所の方たちと挨拶などが交わせるようになることなど、入居者が地域住民の一員として暮らしていけるよう、世話人や生活支援員が、“橋渡し役”を担っていきましょう。

今日は日曜日。グループホームの入居者5人が、自治会の清掃活動に参加しています。自治会のおじさんやおばさんと一緒にホームの入居者も、道端に落ちている空き缶やペットボトル拾いをしています。



掃除をしながら、近所のおばさんが入居者のヒロシさんに話しかけてくれました。「毎朝、ずいぶん早い時間にバス停にいるけど、どこまで通ってるの?」ヒロシさんは「仕事場は市内ですけど、お弁当屋さんなんで朝が早いんです」と答えました。「そう、頑張っているね」と近所のおばさんは笑顔で返してくれました。

数日後、ホームの玄関先に、たくさんの柿が置かれ、「いつもご苦労さま。皆さんで召し上がってください」とメモが入っていました。

第4条 ひとりひとりの希望に即した適切な支援を

入居者が必要としている支援は、人それぞれです。本人ができることを先取りしてしまうことは慎まなければなりません。必要な支援がなされず結果的に「放置」されてしまうようなこともよくありません。入居者がどんな支援を必要としているかは、世話人ひとりの判断ではなく、本人の希望をもとに、職員全体で確認をしながら、個別支援計画に基づいてすすめていきましょう。

自閉症のタロウさん。さまざまな「こだわり」行動があり、時としてホームの入居者に迷惑をかけてしまうこともあります。最近の「こだわり」は洗濯。洗濯機がぐるぐる回っているのを見ているのが好きで、近くにある洗剤をひと箱全部、投入してしまうこともあります。



グループホームの支援計画会議では、そんなタロウさんの「洗濯をしたい」気持ちと一緒に暮らす入居者の生活のしづらさと、どう折り合いをつけたらいいのか、検討しました。

あれこれ考えた結果、タロウさんの「洗濯をしたい」気持ちはなるべく尊重して、自分の洗濯物とともに、ホーム共有のバスマットやタオルの洗濯もタロウさんの毎日の役割としてお願いし、洗剤は1回分ずつ小分けしたものを本人に渡してみることにしました。当面は、職員全体でこのように支援し、3カ月後にその様子をふりかえることにしています。

第3章 グループホームで働く皆様に、 守ってほしいこと・気をつけてほしいこと

1 プライバシーの尊重を心がけましょう

グループホームは、入居者が安心してゆったりと暮らせる場です。支援者は、入居者が不利益を被ることなく、安心して暮らせるようにプライバシーを尊重する必要があります。

★こんなことに、気をつけましょう

- ・入居者の部屋に入るときは、ノック・声をかけてから入室しましょう。
- ・私物(携帯電話や日記帳など)に、無断で触れるのはやめましょう。
- ・個人的な話(ご家族のことや体重など)は、みんなの前ではなく居室など、周囲に配慮し個別に話しましょう。
- ・郵便物は、勝手に開封しないようにしましょう。
- ・個人情報の漏えいには、注意しましょう。



太郎さんは、仕事を休んでゲームをしていたことを世話人からみんなの前で注意をされてしまいました。太郎さんは、一方的に言われてしまった上に、みんなの前で注意されたことで、とても傷つきました。



望ましい対応:①まずは、太郎さんの話を聞きましょう。

②話をする時は、周囲の状況を確認し、個別に話しましょう。

2 「ほう・れん・そう(報告・連絡・相談)」を行いましょ

グループホームは、複数の世話人が入れ替わり勤務に入ります。その為、必要な情報を周囲の方と共有することがとても大切になります。決して、悩んだり一人で判断せずに、各ホームで決められた連絡先に、報告・連絡・相談をしましょう。

★こんな時は、「ほう・れん・そう(報告・連絡・相談)」をしましょう

- (報告)・勤務先(通所先)から、手紙や申し送り事項があった場合
- (連絡)・洗濯物を干してきたので、取り込んで欲しい場合
- (相談)・体調が悪く、市販薬が欲しいと申し出があった場合
- ・帰宅予定時刻になっても、帰ってこない場合



万が一、うまく情報が伝わらず、世話人が個々に違った支援を行うと、入居者の混乱の原因になります。その為、支援者は入居者一人ひとりに対し、統一した支援を行うことが大切です。

<体調不良時の対応について>

花子さんは、起床時37.0℃の熱があり体調がすぐれませんでした。世話人Aは、大事をとって休むようすすめてくれ、会社を休むことにしました。



翌日、同じ状況の中、世話人Bは、「会社の決まりは、37.5℃以上で休みと決まっているから、頑張っていくように」と言われ、花子さんは世話人Aと世話人Bが言うことが違うので、どうしたら良いか混乱してしまいました。

望ましい対応:1人で判断せずに、決められた場所に、連絡し相談しましょう。

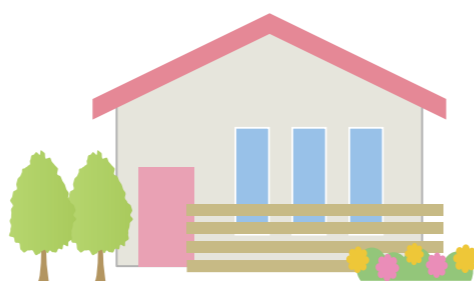
ポイント 支援の方向性は、支援者間で共有していることが望ましいです。

③ 自分(世話人)ルールは、作らない

グループホームは、“入居者の方の家”であり、訓練の場ではありません。
暮らし方は、入居者自身が決めることとなります。決して、“世話人の家”にはならないように注意しましょう。

★こんなことに、注意しましょう

- ・ホームの方針やマニュアルに沿ったやり方で、業務にあたきましょう。
そのルールを作るのは、入居者です。
- ・自分の生活観(価値観)を押しつけないようにしましょう。
- ・入居者の方のペースを尊重しましょう。
- ・個別支援計画に沿った支援をしましょう。



<食事の食べ方について>

ABCホームでは、夕食時みんなで見ながら楽しくおしゃべりをして食事をしています。しかし、世話人から「テレビを見ながらご飯を食べるのは、お行儀が悪いわ!早く食べて」とテレビを消されてしまいました。



望ましい対応:入居者の方の生活習慣であるため、世話人の価値観・ペースではなく、入居者のペース・生活観を尊重しましょう。

① 虐待とは…

繰り返しあるいは習慣的に、暴力をふるったり、無視したり、冷酷・冷淡な接し方をすることです。
(主典:フリー百科事典)一言でいうと「むごいことをすること」です。

「障害者虐待防止法」(平成24年10月1日施行)では、福祉施設従事者等による虐待を、①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待 ④放棄・放任(ネグレクト) ⑤経済的虐待、と定義しています。(第2条第7項)

プライベートな生活空間であるグループホームは、「密室」となりやすく、虐待が起こりやすい環境であることを支援者が自覚し、虐待を防ぐため早期発見・早期介入が重要です。

② 入居者の権利を守るためにできること

- ・入居者の声を聞く。ひろう。(入居者による自治会活動、苦情受付、意見箱、面談)
- ・スタッフの専門性を高める。(主観的な支援ではなく要因や背景を捉えて順序立てて考える支援。研修参加、学習会)
- ・「グレーゾーン」に気づく。「グレーゾーン」を見逃さない。(不適切な支援は虐待につながりやすい)

※「グレーゾーン」とは、明確な虐待と適切な支援の間にある、不適切な支援のことを指します。「グレーゾーン」を減らしていくことが、虐待を防ぐ、根絶する有効な方法とされています。「グレーゾーン」=虐待ととらえましょう。

③ 私たち支援者が心がけること

- ・不安や悩みをひとりで抱えず、自分の思いを話せる相手・仲間を見つけよう!
- ・不適切な支援を見たら、相談、通報する勇気を持つ!
- ・専門性を高め、視野の広い支援者になろう!

常に入居者の味方・代弁者でいよう!
あきらめず 粘り強く!

グループホームで働く世話人の“支援の手引き”
～障害のある人が地域で自分らしく暮らすために～
(令和2年3月)

発行:埼玉県発達障害福祉協会 地域生活支援部会
編集:「グループホームで働く世話人の手引き」編集委員会

【編集委員】(五十音順、所属は令和2年3月時点)

楠奥 美穂子(社福)清心会 グループホームさやか
小橋 明子 (社福)ささの会 ほがらかホーム
酒井 依子 (社福)鴻沼福祉会
二村 達彦 (社福)めだかすとりいむ メゾンめだかさくら館
森 次郎 (社福)親愛会 グループホームしんあい
山田 英子 (社福)ひらく会 慈林荘
吉田 道旭 (社福)彩明会 みのりの家

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL:048-822-1191 FAX:048-822-3078